

マネジメント体制

コーポレート・ガバナンスの状況..... 62

法令等遵守(コンプライアンス)態勢..... 67

リスク管理態勢..... 68

ディスクロージャー..... 71

顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針.... 72

人材育成と職場環境づくり..... 73

環境マネジメント..... 75

■コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念

金融力で未来をデザインします

— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1) 会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、DBJの経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言をいただきます。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議します。

<取締役会および取締役>

取締役会は9名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、

当事業年度(平成20年度：平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間)においては、取締役会を7回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度(6カ月間)においては、監査役会を7回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助する

ために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

齋藤 博(元日本証券金融株式会社代表取締役副社長)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度(6カ月間)においては、1回開催しています。

<報酬委員会>

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJに相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っています。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度(6カ月間)においては、25回開催しています。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定(取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。)および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

ポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新商品等審査会

新商品の取り扱いまたは新業務の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

<アドバイザリー・ボード>

DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置しています。

アドバイザリー・ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

小川 是(株式会社横浜銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長)

上條 清文(東京急行電鉄株式会社代表取締役会長)

橘・フクシマ・咲江(コーン・フェリー・インターナショナル株式会社日本担当代表取締役社長)

張 富士夫(トヨタ自動車株式会社代表取締役会長)

橋本 徹(前ドイツ証券株式会社会長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問)

②社外取締役

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

マネジメント体制

<主務大臣の認可事項>

新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

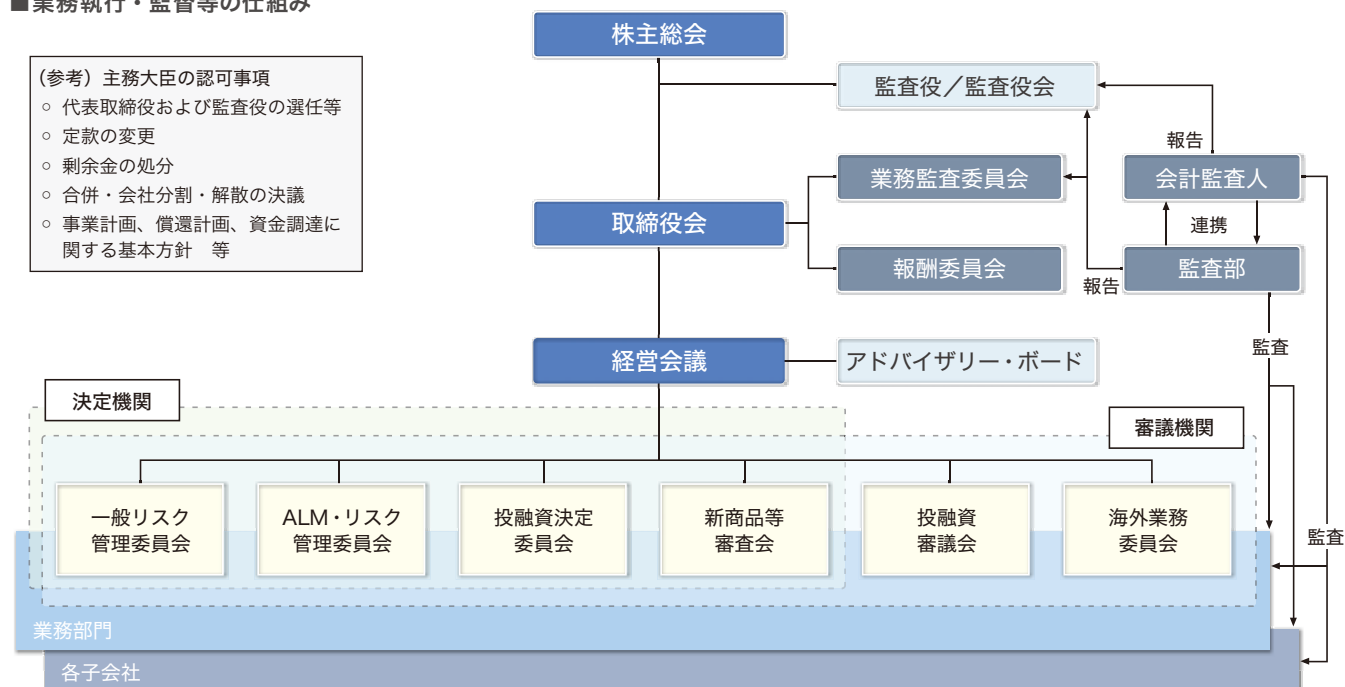
主な認可事項は以下のとおりです。

- ・代表取締役および監査役の選任等
- ・取締役の兼職

- ・定款の変更
- ・剰余金の処分
- ・合併・会社分割・解散の決議
- ・事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

■業務執行・監督等の仕組み



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名（取締役兼務者を除く。）および執行役員5名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための態勢（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

- コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
- 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
- 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
- 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。
- 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
 - リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
 - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナルリスク
 - 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
 - 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
 - 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
- 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。

経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

- 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

- 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
- 取締役会は、子会社等の間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
- 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- 第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。
- 取締役及び使用人が当行の信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
 - 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。
- 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
 - 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
 - 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
 - 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成21年6月25日現在の監査部の人員は20名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当期において業務を執行した公認会計士（指定社員）は、小野行雄氏（継続監査年数^{*}1年）、梅津知充（同1年）氏および吉田波也人氏（同1年）です。

^{*}継続監査年数は、会社法監査の継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の継続監査年数については、小野氏が1年、梅津氏が1年および吉田氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、公正価値評価専門家、システム専門家、アクチュアリー専門家も含め、計24名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式會社の代表取締役会長ですが、DBJとの間に特別な利害關係はありません。なお、DBJは、新日本製鐵株式會社との通常の營業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害關係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6) 社外取締役および社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9)取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10)株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

■法令等遵守（コンプライアンス）態勢

法令等遵守については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

- ① 役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

- ② 役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

法令等の遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

■リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

リスク管理態勢

DBJでは、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、ALM・リスク統括部を統括部門とするリ

統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、ALM・リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

スク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、総合的なリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離するなど、相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案

件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失 (EL : Expected Loss) と、一定の確率で生じ得る

最大損失からELの額を差し引いた非期待損失 (UL : Unexpected Loss) によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む。）の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、DBJでは主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR (Value at Risk)、金利感応度分析 (Basis Point Value) 等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJはトレーディング（特定取引）業務を行っていないので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融资および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンタ

ーパーティリスク（スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案しているほか、複数の一般金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。

さらに、日銀決済のRTGS (Real Time Gross Settlement : 1取引ごとに即時に決済を行う方式) を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

■ディスクロージャー

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステークホ

ルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やインター

ネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

有価証券報告書
有価証券届出書
事業報告

②自主的な情報開示資料

CSR・ディスクロージャー誌
Annual Report & CSR Report
決算開示資料

③その他

『季刊DBJ』（広報誌）
「DBJニュースダイジェスト」（メールマガジン）
ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>

（平成20年10月よりリニューアルしました。）



■顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便の向上の観点のみならず、

DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針・個人情報保護宣言

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お客様

の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外部委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託する場合、

合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

■人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であるとする資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人財」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と安心できる

職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、金融分野の牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応えてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした革新性は、日進月歩の金融分野において、常に時代をリードすることを求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJにおいては、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を促す人材育成を行っています。スペシャリティを身につけることはもちろん重要ですが、刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する力も必要です。こうした考えのもと、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的に業務に取り組み、かつその行動を変革していけるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自

律的にPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップも図っています。

安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診

断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置などメンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度および定年後継続雇用制度等を率先して導入しています。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と職員のスキルや志向に応じて選択

できる自己啓発研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

マネジメント体制

平成20年度からは、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を新設し、「金融基礎講座」や「コーポレート・ファイナンス」「バリュエーション／ケーススタディ」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を任せる実践的なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて中長期的な配属を実施するジョブローテ-

ションにより、中長期的なビジョンを持って実務経験を積み、能力開発を行うことができます。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度をより充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

■DBJの人材育成制度

職位	階層別必須研修		選択制研修				業務関連(自己啓発)		外部派遣等
	ライフプラン研修	トップマネジメント研修	・ 投資実務研修 ・ 格付・資産査定研修 ・ 債権管理研修 等	・ コンプライアンス研修 ・ 法律実務研修 ・ 会社法・金融関連法務研修 等	・ 基礎的なレレッジ分野 ・ 会計基準関連研修 ・ 税法研修 等	・ ストラクチャードファイナンス研修 ・ シンジケート・ローン研修 ・ 新産業創造セミナー ・ 環境・防災セミナー 等	・ ファイナンス理論研修 ・ ファイナンス・ケーススタディ研修 ・ バリュエーション研修 ・ エクイティ関連研修 ・ RM業務研修 等	・ 共通スキル分野 ・ 問題解決・コミュニケーション ・ ロジカルシンキング ・ 英会話・ビジネスマナー 等	・ 通信教育、夜間通学講座、公的資格取得 ・ 外部講習・講演会 等
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修	マネジメント研修							国内外留学・トレーニング等
	入行2次研修								
	DBJ金融アカデミー								
	新人導入研修		経理システム等研修	法律研修		財務分析研修	新人基礎ファイナンス研修		
	自律的なキャリア開発	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	財務会計知識の習得	金融スキルの習得など戦略・重点分野	業務遂行の基礎となる能力の習得	金融知識等	業務関連知識の涵養、専門的知識の習得、人材育成
	計画的・継続的な人材開発		業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応	業務上必要な知識・スキルの習得		

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にする民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、環境に配慮した行動を促す「環境マネジメント研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後こうした取り組みに一層注力していきます。

■環境マネジメント

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要

課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、「環境基本方針」を定め、取り組みを進めています。

環境保全への取り組み

DBJは、自ら環境保全活動を体系的かつ継続的に展開することにより、経済社会の持続的発展への寄与を図るべく、投融資活動を通じた環境保全に資する取り組みを実施しています。

①投融資活動を通じた環境対策の推進

DBJは、投融資活動を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮型経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

②環境コミュニケーションを通じた啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、持続可能な社会の実現に貢献します。

③オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から

生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

- 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- 環境配慮物品の調達の促進
- 環境汚染の予防

DBJはまた、平成13年6月、日本の銀行として初めてUNEP(国連環境計画)の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)に加盟しました。さらに、平成14年11月にはISO14001の認証を取得するなど、環境保全と持続可能な社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

現在は、このような取り組みを自主的に展開し、支店・事務所の所在する地域においても推進しています。

環境管理体制

DBJでは、経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

＜環境管理責任者＞

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

＜一般リスク管理委員会＞

経営会議傘下の一般リスク管理委員会において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

＜経営企画部広報・CSR室＞

DBJの環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

マネジメント体制

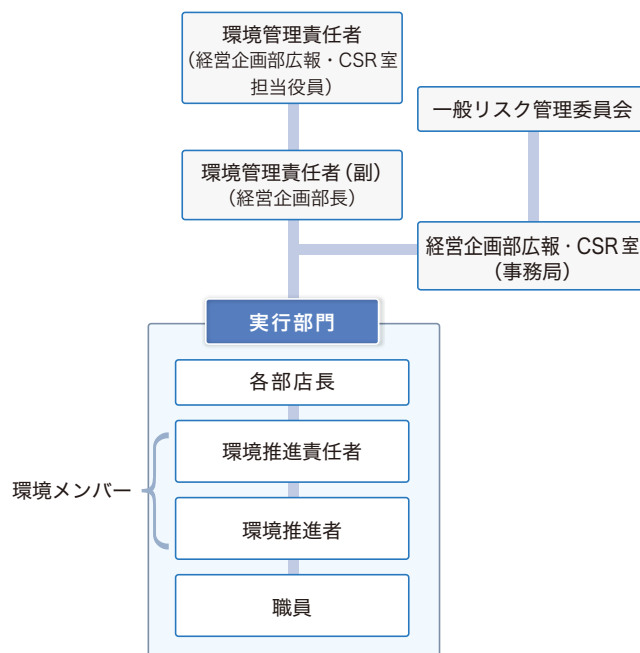
<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各部に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

■環境管理体制



平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の環境マネジメント活動

<グリーン購入への取り組み>

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んでいます。

■代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成20年度調達実績
紙類	100%
文具類	89～100%
オフィス家具類	89～100%
OA機器	87～100%
照明	100%
インテリア	実績なし

■省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成20年度		平成21年度 目標
	目標(注1)	実績(注1)	
コピー・印刷用紙使用量	△1%	13.1%	△1%(注2)
廃棄物排出量	△1%	△8.2%	△1%(注3)
電力使用量	△1%	7.8%	△1%(注2)

注1. 平成20年度目標値・実績値は平成19年度比。

2. コピー・印刷用紙使用量および電気使用量については、当行融資件数あたり平成20年度実績比1%減。

3. 廃棄物排出量については、平成19年度実績値に定期異動による増加量を加えた値から1%減。

＜各部店の環境マネジメント活動＞

DBJでは、各部店の環境マネジメント活動を促進するため、優れた環境活動を行っている部店を表彰しています。表彰部店は、年度当初に設定した環境年度目標を一定程度達成している部店のなかから、活動が個人に限定されていないか（参加率）、地域と共同で環境活動を行っているか、などの観点で選定しています。

■表彰部店

○公共ソリューション部(現 事業開発部)

「こでん回収」の実施

不要となったデジカメ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなど小型の電子・電気機器等を回収し、レアメタル等希少資源のリサイクルと適正処理を検討する「こでん回収試験」が秋田県大館市を中心に平成18年12月から実施されています。

DBJは、この試験に協力しています。本店の食堂ほか3カ所に回収ボックスを設置し、小型電子・電気機器と同付属品の合計210件の「こでん回収」を行いました。



○企業金融第6部(現 地域企画部、中堅・成長企業ファイナンスグループ)

使用済み切手の回収

役職員宛に届く郵便物に貼られた切手を切り取って集め、(社)日本キリスト教海外医療協力会へまとめて送付しています。これにより、アジアやアフリカなどの保健・医療事情向上をサポートしています。



○北海道支店

洞爺湖サミット記念 環境総合展2008への出展

平成20年6月、「北海道洞爺湖サミット記念 環境総合展2008」実行委員会のアドバイザーを務めるとともに出展し、DBJ環境格付融資など、DBJの環境に対する取り組みを紹介しました。

なお、このような取り組みが評価され、北海道洞爺湖サミット道民会議会長の高橋はるみ北海道知事から感謝状が授与されました。



○四国支店

森林間伐活動への参加

平成20年10月、三井物産株式会社が主催する間伐*活動に参加しました。NPO法人による間伐の講義を受けた後、間伐作業に参加し、地元の方々との交流も深めました。



*間伐：森林保全方法のひとつ。立木密度を減少させることで、残った木の成長を促し、森林全体を健康にするために、樹木の一部を伐採すること。

○南九州支店

桜島での清掃活動

霧島・屋久国立公園内にある鹿児島県の象徴「桜島」。平成20年11月、観光地としても有名な桜島の臨海レジャーエリアの清掃活動に参加しました。このエリアには、海からの漂着物も多く、景観にも影響を及ぼしています。地元観光資源の保全のため、今後もこうした取り組みを進めます。



近年の環境分野への主な取り組み

平成11年 10月	日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）の目的に「持続的発展」を明記
平成13年 4月	グリーン調達、環境研修開始
6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名（邦銀初）
10月	UNEP「環の国金融機関環境会議」を主催
平成14年 3月	UNEPリオ総会にて基調講演
7月	「環境方針」策定（平成17年4月に一部改訂）
11月	ISO14001 認証取得
平成15年 10月	「社会環境報告書」（第1号）発行 金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年 4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度開始
9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行（社会環境報告書第2号）
11月	日本カーボンファイナンス（JCF）設立
12月	日本温暖化ガス削減基金（JGRF）設立
平成17年 1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
4月	「省エネ法トッランナー機器普及促進」融資制度開始
9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行（社会環境報告書第3号）
10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
11月	ISO14001 認証取得（更改）
平成18年 4月	「京都議定書目標達成計画促進事業」融資制度開始
5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
8月	「CSR Report 2006」発行（社会環境報告書第4号）
平成19年 4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度のうち地球温暖化対策部分に対する利子補給制度開始
平成20年 4月	「環境方針」を「環境基本方針」に改訂
10月	新DBJ発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

（目的）

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

（投融資業務を通じた環境対策の推進）

第2条 当行は、投融資業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 投融資業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

（環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進）

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

（オフィスにおける環境配慮活動の推進）

- 第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。
- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
 - (2) 環境配慮物品の調達の促進
 - (3) 環境汚染の予防

（地域における環境配慮活動の推進）

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。